

生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関する特約条項
(原価改善申請に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項)

甲及び乙は、生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関し、次の特約条項を定める。

(コスト削減額及びインセンティブ料率の保証)

第1条 乙は、採用及び認定日以降の生産性向上推進制度が適用される期間中において、甲がこの契約と同一の工程等を含む装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した確認書に規定するインセンティブ料を計算価格算定の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

(契約金額に含まれるインセンティブ料等)

第2条 この契約は、生産性向上推進制度に関する特約条項に基づき、同契約制度の適用を受ける契約として取り扱う。

2 この契約に関し、生産性向上推進制度に基づくコスト削減額、コスト削減後の対象工程等原価及び契約金額に含まれるインセンティブ料は、次の表のとおりとする。

コスト削減額	
対象工程等原価 (令和○年度価格)	直接材料費： 直接経費： 加工費：
補填インセンティブ料	
報奨インセンティブ料	

(生産性向上推進制度についての細部事項)

第3条 この契約が適用を受ける生産性向上推進制度に関し、前条に規定のほか細部事項は、生産性向上推進制度に関する特約条項の規定による。

【インセンティブ料の記載例】

(1) この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定している場合（(3)の場合を除く。）

コスト削減額	1機あたり ○○○円
対象工程等原価 (令和○年度価格)	直接材料費：1機あたり ○○○円 直接経費：1機あたり ○○○円 加工費：1機あたり ○○○円
補填インセンティブ料	1機あたり ○○○円

報奨インセンティブ料	1 機あたり 〇〇〇円
------------	----------------

注 「対象工程等原価」の基準年度は、同欄に記載する直接材料費等を確認し、又は計算価格の計算に当たって計算した年度を記載する。

(2) この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定していない場合（(3)の場合を除く。）

コスト削減額 及び インセンティブ料	生産性向上推進制度に関する特約条項第 5 条第 1 項に規定する確認書（この特約条項が付された契約の納期以前に確認を終えない場合は 0 円とする。）。
--------------------------	---

(3) 確認書の交換日以前に一般確定契約である申請契約についてこの特約条項を適用する場合

コスト削減額	生産性向上推進制度に関する特約条項第 5 条第 1 項に規定する確認額（この特約条項が付された契約の納期以前に確認を終えない場合は 0 円とする。）。
インセンティブ料	生産性向上推進契約制度に関する特約条項第 9 条第 2 項の規定により、契約金額に含まれるインセンティブ料なし。

注 不要な文字は削除して使用する。